

福岡地方最低賃金審議会議事録

第8回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和3年3月16日(火) 10:30~11:50

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)
有田 謙司(会長)
富山 敦
丸谷 浩介
濱崎 録
高田 亜朱華

【労働者代表委員】 5人(定数5人)
小陳 武志
河村 敏昭
野中 篤志
浜田 紀子
後藤 みゆき

【使用者代表委員】 3人(定数5人)
吉岡 秀樹
今村 修二
境 正義

【福岡労働局】 藤枝 労働局長
松田 労働基準部長
長野 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 「福岡地方最低賃金審議会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」の一部変更について
- (2) 令和2年度最低賃金の改正決定状況等について

- (3) 令和3年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について
- (4) 令和2年度最低賃金履行確保に係る取組等について
- (5) 令和3年度福岡地方最低賃金審議会の運営について
- (6) その他

5 審議内容

会 長 それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第8回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、使用者代表委員の有馬委員、工藤委員が御欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく開催に必要な定数は満たしていますので、その旨御報告いたします。

本日は、今年度最後の審議会となりますので冒頭、藤枝局長より御挨拶いただきたくよろしくお願いたします。

労働局長

— 挨拶 —

会 長

局長、どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事(1)の「福岡地方最低賃金審議会運営規程」、「福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程」及び「福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」の一部変更についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

資料No.2-1 福岡地方最低賃金審議会運営規程(案)

資料No.2-2 福岡地方最低賃金審議会福岡県最低賃金専門部会運営規程(案)

資料No.2-3 福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)

について説明

会 長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいたそれぞれの運営規程ですが、何か皆様から御意見はございませんか。

はい、河村委員どうぞ。

河村委員

河村です。今、御説明のあった件ですけれども、これは会長が認めた時と言いますか、所謂、各委員の判断で今日、私はオンラインで参加をしますというような形で、個人で判断してできるものなのか、それとも会長が判断して、今日は全体的にもオンラインで開催し、今回は全員参加で審議をしますといったものなの

か、これはどうなのですかね。

賃金室長 それでは私の方から回答させていただきます。

資料No.2-1の第4条を御覧いただくとお分かりになると思いますけれども、基本的には、会長が必要であると認められる時には、オンラインで開催することが可能であるという形になっておりますので、御了解いただきたいと思います。

河村委員 要するに会長が認めていない時には、全員参加の従来どおりの形式になるのですよね。

賃金室長 基本は従来どおりの対面の形となります。

河村委員 その場合に、私個人が、今回はオンラインで参加したいと言えば、私の主張は認められるのですか。それともそれはできないのですか。

賃金室長 今回の御質問なのですが、自発的に委員の方がオンラインでの参加を希望するという内容につきましては、第4条の1行目のところにありますように、会長が必要だと認めることが前提となっておりますので、会長の方に御連絡いただいて会長が認めた場合については可能であると、御理解いただきたいと思います。

会 長 おそらく何か細則の中に、本省の方で用意されるのですかね。それぞれの審議会の中で運用細則のようなものが。

賃金指導官 事務局の方から若干、補足をさせていただきたいと思います。

このオンラインを運用するということになりますと、やはりハード面での設定が必要であるということになります。ただ、実はこのハード面に関する予算関係等々につきましてはまだ課題が残っているというところがございます。

それと共に審議会を公開とする場合において、傍聴の方がいらっしゃいますけれども、そういった方の機会をどう担保するのか、あるいは非公開の場合のセキュリティ関係の課題、こうした課題が残っている状態で、今般本省からの情報提供を受けているというところがございます。

実際のところでは、今回の規程変更につきましては、そういった課題を残しつつ、形式的な形でこの規程の運用をまず、規程の中に盛り込んで、その上で、次の課題を解決していくということで、実際の運用に近づけていくと。こういう流れの中の第一段階であると御了解いただければと思っております。

以上でございます。

会 長 以上の趣旨のようですが。

各 委 員

(質問なし)

会 長

では、次の議事(3)に進みたいと思います。

「令和3年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」でございます。

これにつきましては、表明された労働者代表委員からの御説明をお願いいたします。

野 中 委 員

はい、それでは野中の方からまず、鉄鋼産業特定最賃の改正意向表明について、発言をさせていただきたいと思います。

ページは49ページです。こちらを御参照いただければと思います。

まず、連合並びに金属労協につきましては、明日3月17日が2021年度の春季生活闘争の集中回答日ということになっていて、大手からの回答が示されるという時期になっております。

こうした中で、鉄鋼に関わるこの特定最賃の申請組合であります地場中小組合につきましては、おそらく来週以降が回答の山場を迎えてくるという状況でございます。

こうしたもとで、私共の産業におけます春季生活闘争では賃金改定につきましては、複数年交渉という考え方のもと、昨年2年分の要求を行ってきたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、本年分の回答が示されず、継続交渉となっている組合も多くあるという状況でございます。

コロナ禍にあっても生産活動に日夜懸命に努力を行ってきた方々に対して何らかの有額回答が示されるように精力的な交渉を今、行っているという状況です。

交渉の中で、現在の鉄鋼におけます特定最低賃金976円という金額がございしますが、ただでさえ厳しい作業環境と言われる鉄鋼産業の職場の中で、先程も述べましたけれども、コロナ禍における感染事実と隣り合わせの状況にあっても、現場の方々につきましては操業を止めることなく、生産活動に従事をされています。こうした現場は若い方々から敬遠されがちな現場になりつつあるのですけれども、この不況下においてもやはり採用が非常に難しいと聞いているのが現状でございます。

こうしたことで2021年春季生活闘争、一般労働における賃金改正が行われる動きで、鉄鋼というのは、厳しいということでよく報道で言われておりますけれども、やはり中小企業にとってはそういった中でしっかりと頑張って黒字を出しています。

そのもとで賃金関連についても要求を行っているという状況でございます。

福岡県の鉄鋼産業の維持並びに経済好循環を含めまして、引き続き、鉄鋼産業の最賃引上げに向けて改正意向表明を行っておりますので、よろしく願いした

いと思います。

以上でございます。

浜田委員

浜田です。私の方から百貨店、総合スーパーについての特定最賃の改正意向表明について御説明をさせていただきます。

2020年度は残念ながら0円という結果にはなりましたが、産業別最賃の意味をしっかりと考えるということで、我々は考えた末、やはり引上げは必要であるということで意向表明をさせていただきました。

その産業の社会的な位置付けであるとか、何のために産業別最賃があるのか、というところは既に皆様御存じのことと思いますけれども、特に先ほど、野中委員の説明の中にもありましたけれども、コロナ禍の中でもエッセンシャルワーカーとしての役割として、現場の最先端で働いていらっしゃる皆さんはうまく工夫をしながら精一杯引き続き働いてこられました。

情報の一つでありますけれども、私共は2021年の労働条件闘争ということで鋭意取り組んでいます、そのエッセンシャルワーカーの期待に応えたいということで経営者の中にはもう答えを出そうと、前倒しで昨日、既に回答が出たところがございます。

正社員では、パーセンテージで言えば、2.93パーセントの2,400円を超える回答、あとパートタイマーは更に超える3.0パーセント、31円を超える回答を引き出している会社もございます。

やはり現場の頑張りに応えて、この産業はどういう社会的位置付けであるのか、というのをまざまざと感ずることができる2020年だったと思っておりますので、その位置付けを考える上でもこの産業別の最賃引上げの必要性を訴えているところでございます。

以上です。

小陳委員

はい、それでは、小陳から残りの3業種について御説明させていただきます。

51ページの資料No.19-2では全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会福岡地方協議会から出されている改正意向表明です。

改定を申し出る理由としましては、特定最低賃金の引上げが電機産業に働く全ての労働者、特に非正規労働者を含む中小・零細企業で働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たすとともに、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与すると考えているというところからでございます。

続きまして次のページ、53ページの資料No.19-3であります。全日本自動車産業労働組合総連合会福岡地方協議会からの意向表明です。申し出る理由につきましては、産業別一般労働者の賃金水準と最低賃金の差が大きいことを考慮して、2021年の春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きがあるということからでございます。

最後に3番目が57ページの資料No.19-5、全日本自動車産業労働組合連合会福岡地方協議会販売部門連絡会から意向表明を行っております。こちらも理由につきましても産業別一般労働者の賃金水準と最低賃金の差が大きいこと、2021年の春季生活闘争で一般労働者の賃金改正が行われる動きがあるということでございます。

各組織につきましては、本年6月末までには必要書類を提出するという予定にしております。今までの話の中にありましたけれども、私共といたしましては春季生活闘争に取り組んでおり、明日が最大の山場としておりまして、3月に3段階の回答ゾーンを設け、取組を進めていくところです。

要求書の提出状況は3月1日の段階で、去年と比べると、提出している数も減っていますし、額についても昨年より厳しい状況になっておりますけれども、私共としましては、この間、新型コロナウイルス感染症の対策から景気を底上げ、底支えすることが必要だと思っていました。

とりわけ、新型コロナウイルスの流行において、セーフティネットが脆弱な方々に強い影響が出ていますから、それを見ますと、重要なセーフティネットである最低賃金について、それから特定最賃の役割についても必要性が増していると思います。

底上げ自体についてもベースアップについても分配構造を転換して消費喚起し、労働者が必要な賃金を得ることで税・社会保障費をしっかりと払うことが、社会制度を支えていき、好循環にしていくということの引き続きの必要性を認識するところでありますので、私共としては春季生活闘争をしっかりと取り組んだ上で、結果も受けて、最低賃金の方へ波及させていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

会 長 はい、どうもありがとうございました。ただ今の労働者側委員からの御説明につきまして、何か御質問等はございますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 よろしいでしょうか、はい、どうもありがとうございました。
この議事に関わって、事務局の方から何か補足説明はございますか。

賃金指導官 はい、事務局でございます。

1点補足説明をさせていただきたいと思っております。

資料No.19 各々の5業種の改正意向表明書はこの記載のとおりでございますが、最低賃金法第5条第1項に基づく特定最低賃金の改正に係る申出書、これが本年の6月末迄に提出されるという予定でございます。事務局におきましては、この申出書が6月末迄に提出されたその後におきまして、申し出の要件を満たしてい

るかどうか、この確認を行いまして、その要件を満たしている場合においては、当最低賃金審議会にその旨を御報告するということとなります。そして、それと共に特定最低賃金改正の必要性の有無につきまして、労働局長より最低賃金審議会宛に諮問を行うというような段取りとなります。

ここで資料No.20 をご覧いただきたいと思います。これは福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数を示したもので、その推計値ということになっております。

この具体的な内容でございますが、毎年12月1日現在における福岡県内の特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を推計値として確認をしたものとなります。

この表の内容で確認された数値を基にしたものは、皆様のお手元でございます方は最低賃金決定要覧の121ページの方にありますが、次年度版、令和3年度版として発行される時の数値となります。つまり、今日の推計値が要覧に転記されるものとお考えいただければと思います。

また、特定最低賃金の改定の為の申出書、これを提出するにあたりましては、この申し出に関わる労働協約の適用労働者数が基幹的労働者数の概ね3分の1以上であるということが必要ということになります。そのことからこの概ね3分の1以上か否かの判断につきましては、このお示しさせていただいております推計値の表の令和3年度ということで記載させております、こちらの適用労働者数との比較を行うということになります。ただ今、労働者委員の皆様から御説明をいただきました改正意向申し出に基づく提出は、繰り返しになりますが、6月末予定ということになりますので、その書類提出時において、仮に大きな数値の変動がありましたら、今日の数値につきまして、更に変動することもあり得る、そのことをお伝えしておきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

会長 はい、どうもありがとうございました。
ただ今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等はございますか。

各委員 (質問なし)

会長 よろしいですか。

では、この議題につきまして、全体で確認をいたしましたので、次に議事(4)の「令和2年度最低賃金履行確保に係る取組等について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.5 令和2年度最低賃金に関する相談件数・監督指導件数
資料No.6 福岡県の最低賃金改正の推移

賃金室長 [資料No.7 福岡県最低賃金額・影響率及び未満率の推移
資料No.14 最低賃金制度について
資料No.15 第204回国会菅内閣総理大臣施政方針演説(抄:令和3年1月18日)
に基づき説明。]

室長補佐 [資料No.8 最低賃金履行確保を主眼とする監督指導等結果(令和3年1月～2月)
資料No.9 令和2年度最低賃金広報実施状況
資料No.10 最低賃金広報用リーフレット
資料No.11 最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援事業実施状況
資料No.12 「業務改善助成金」のご案内～ニーズに応えた低額のコースを新設
資料No.13 日本政策金融公庫による融資の貸付対象拡充【企業活力強化貸付(働き方改革推進支援金)】
に基づき説明。]

会長 はい、どうもありがとうございました。
ただ今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等はございますか。
はい、吉岡委員どうぞ。

吉岡委員 はい、1点だけ確認なのですけれども、資料No.11 31ページです。
31ページの働き方改革推進支援センターの相談支援事業の件数ですが、令和元年度、令和2年度共に相談件数は1,000件を超え、増えているように見えますが、これは最低賃金の相談に限ったものではないのですよね。
最低賃金の相談はこれの内数になるのですか。

賃金室長 はい、これはセンターの方で受けた相談件数全体です。

吉岡委員 相談全体ですか。全体の件数がこの数ですか。

賃金室長 そうです、最低賃金だけに限ったものではないということです。最低賃金の相談件数についてはこの内数となります。

会長 その他に何か御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。
では、次に、議事(5)の「令和3年度福岡地方最低賃金審議会の運営について」です。事務局から御説明をお願いします。

賃金指導官

はい、事務局でございます。

この議事に関わりましては、次年度に向けまして配布しました資料をもとに、これから説明申し上げさせていただきますが、次年度の最低賃金審議会の運営に関わりまして、委員の皆様にご意見をいただきたいという趣旨のもと、提案をさせていただきますものでございます。

内容でございますが、端的に申しますと、最低賃金審議会の公開あるいは透明性、これを次年度以降更にどう見ていくのかということを議題にさせていただいたものです。

資料No. 16 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（抄：平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）

資料No. 17 令和 2 年度福岡地方最低賃金審議会（福岡労働局 HP 掲載項を抜粋）

資料No. 18 地方最低賃金審議会における異議審公開状況について

について説明。

会 長

はい、どうもありがとうございました。

この議題に関しては、事務局の方で色々と御検討いただいていた訳ですが、それで先程御説明いただいた資料を作成していただいたところですが、皆様からの御意見をいただく前に、私から少し補足の話させていただければと思います。

2点ございますが、まず第1点ですけれども、この最低賃金審議会における金額審議につきましては、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には会長が会議を非公開とすることができる。」という、その規程に基づきまして、とりわけ労使間における率直な審議に支障が生じないようにしつつ、できるだけ公開の可能な審議につきましては、公開するという方向での必要性を考えてきたところです。そして今年度までは、県最賃に関わる先程の御説明のとおり、異議審についてはこれまでどおり非公開としてきたところです。この異議審ですけれども、これは先程少し御説明があったように、県最賃の金額審議を既に経た上で、審議会での意思として決定しました答申を労働局長が受け、その後、労働局長名にて異議に係る公示がなされ、又、その際に公示に基づいて、異議申し出があり、その異議をもとに異議内容を審議する為に開催されるものであります。

そういう意味では、既に答申内容を公開し終えた後になされる審議であることから、この間非公開の扱いとしてきた異議審につきましては、金額審議ではない扱いとして、公開するか否かの検討を加えてはどうかと考えていたところです。

それで事務局の方にも御検討をいただいていたというところでございます。

又、2点目ですけれども、今お話ししました審議会の開催スケジュールあるいは流れと前後をしますけれども、県最賃の金額改定を審議するにあたって、その

前段として、法令上、最低賃金法の第2条の第5項及び第6項に加え、最低賃金法施行規則第11条、これらに基づく公示により、金額改正に係る意見を求めることとされております。

こうした制度のもとにあって、この間、最低賃金審議会の場において意見陳述の機会を設けるということについて、御要望を含むような内容で、いくつかの労働組合の団体から、この間、意見書とかあるいは異議申出書の中で御指摘や御意見をいただいていたところ です。

つきましては、金額改正審議、あるいは先程述べました異議申し出がなされた場合の異議審について、労使団体からの意見書、異議申出書による文書での意見、申出に際しては、それに加えて、当然公開が前提となる訳ですけれども、直接陳述が可能な場面を設けることによって、その後の審議に資するものとしてかどうか、そのような検討を更に加えてはどうかというところを考えているということでございます。

これら2つの申しあげました観点を踏まえて本日の御出席委員の皆様にはまずは、忌憚のない御意見をいただき、意見交換をしていただいて、次年度における最低賃金審議会の会務運営の参考とさせていただきたいと考えているところでございます。

ということで、この後については、意見交換ということでの御意見をいただければと思います。

なお、一言付け加えますと、審議会の会務につきましては最低賃金審議会令第8条によって最終的には会長が責任をもって定め、その上での運用をするということになっておりますが、本日の意見交換の内容をもって、この場で決定するという趣旨ではございませんし、あくまでも参考の御意見を伺うということでございます。

繰り返しになりますが、今後の最低賃金審議会の会務を行うにあたっての皆様方からの忌憚のない意見交換をしていただきたい、参考にさせていただきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

小 陳 委 員

はい、今日、結論を出す訳ではないというところで、意見を申し上げさせていただきます。

1つは審議会に対する公開をすべきという意見が全体的に強まってきている状況の中で、対応を検討していかなければならないという必要性については、検討を行うべきだと考えます。

その流れを無視して、現状の公開レベルをずっと通して行った時に、いよいよ公開を一気にしなければならぬ状況になった時に、審議でなかなか我々の対応が十分にできないところもあるかと思っておりますので、そういう意味からいうと、状況を見ながら段階的に公開をしていくべきであろうと思っております。

今、会長が言われたような金額審議に関わる審議についてはまだ、一気に公開

とまではいかないのですが、ではどこのあたりは公開すべきではないかという視点で議論はしておかなければならないかと思っております。

それに加えて、これは主に金額審議に関わることにはなるとは思いますが、令和3年度の最賃の議論というのは、非常に難しい状況の中での議論になろうかと思っております。

そういう意味では率直な意見交換が担保された中でやらないと、通常ベースでの議論ができない環境での議論になりますので、そういう意味で、令和3年度においては、どれくらい公開度合いを進めていくかということだけでも、今の置かれた状況を踏まえた中で、あまり急がずにそのような状況を踏まえた上で、議論をしていくという視点も必要ではないかと思っております。

会 長 ありがとうございます。

先程、意見陳述も、ということも考えてると申し上げたのですけれども、なかなかそこまでやっている他局はあまり多くないようです。

一方、今日事務局からお示いただきましたように、異議審の公開というのは結構されてるようですので、まずは、そういう意味では小陳委員の方からも御意見いただきましたように、異議審の公開をするというところから始めてはどうかと、私も現時点では考えているところではございます。

何かその他皆様の方から御意見があれば、参考にさせていただきたいので、伺えればと思います。

丸谷委員 よろしいですか。意見というよりは質問なのですが、質問が2つありまして、1つは公開とする場合、公開の方法はいかなるものをお考えでしょうかということなので、これは傍聴まで認めるというものなのか、それとも議事録の公開というところにとどまるのか、ということなんです。

もう1つは異議審の公開状況については、10局が10局とも既に公開されているということなのですが、近年公開になった、あるいはもともと公開だったというところもあるかと思うのですが、その場合に公開になっていることによってどういったデメリットなり、運営上の困難があったか、というその経験などがあつたら教えていただければと思います。

会 長 はい、これは私の個人的な考えなのですが、公開というのはこの場を傍聴していただくというものとイコールになろうかと思っております。

私は山口県の労働委員会でも公益委員をしておりますので、以前こちらでの労働者側委員であった方に、少しこの件でお話を伺いましたところ、いつ頃からとは具体的には伺っていないのですが、山口局では既にずっと以前から公開をされていて、別段何の差し障りもないということをお伺いしたので、傍聴していただくという意味においては、異議審を運営していく上において、別段そんなに支障

が出ているということはないのではと思います。

それ以外のことは私も存じ上げないので、事務局の方で何か補足をお願いします。

賃金室長　　今、丸谷委員の方から御質問がありました件につきまして、まず1点目の公開の方法につきましては、事務局サイドで考えているところでは、傍聴及び議事録の公開を含めての公開と考えております。

それから2点目の公開のデメリット等については情報の公開というところなのですが、今、有田会長から山口局の話が出ましたけれども、それ以外の局の情報についてはこちらの事務局としては把握しておりません。

以上でございます。

会　　長　　はい、河村委員。

河村委員　　最低賃金審議会の公開の問題の事実は、実は私共は全国一般労働組合と全国のユニオンの主流な活動とされているということで、毎年全国集会というものをやっております。今年のテーマとしては、最低賃金の全国一律性を含めた闘いということで、私が一応福岡県の最低賃金審議会の委員をしているということから最低賃金がどのように決まっていくのかという流れを説明しながら集会をしたのですが、その中で全国の最低賃金審議会の公開、非公開の度合いにかなり差があるというところで、幾つかの組合から、公開の道をどう作っていくのか、そういったことをしていかなければならないのではないかという意見をいただきました。

私共の集会で確認したことですが、西日本新聞に掲載されていたのだと思いますけれども、香川県が、確か全面公開なのですね。ただ唯一の全面公開だったと思います。そこの公益委員になられた方、名前までは覚えていないのですが、その方が就任した段階で全てが公開になったという記事が掲載されたのを見たことを覚えています。

今日はそういった議論がされるなら資料まで持ってくればよかったのですが、うろ覚えで申し訳ないのですが、確かに公開への意識というのは高まっていると思います。ただ、やはり今の専門部会委員による金額審議が非公開である中で傍聴をさせるのかどうなのかということは、労使双方にとって非常に課題があると思います。

会　　長　　ありがとうございました。

やはり一気にするというのは先程、小陳委員が仰ったように難しいと思われるので、まずは、異議審の公開を、ということで検討したいと思っておりますが、その他何か御意見ございませんか。

それでは、事務局からは何かございますか。

賃金指導官

はい、事務局の方で、先程、河村委員から発言がございました内容について少し補足させてください。

資料No.18の方に記載させていただいております異議審の公開に限ってということではございますが、実はこの中の鳥取局が全面公開ということで事務局では把握をしております、香川局ではないと思われま。

それから、参考ということでございますが、異議審を公開し、かつ、団体からの意見を、この場合は異議申し出ということになります、これは通常書面、文書で提出されるものです。この間については、委員の皆様には、その文書の中身を御覧いただき、そして事務局の方で御説明もさせていただいた上で御審議をいただき、答申を得るところまでの段取りとしておりますが、この異議申出書に加え、その審議会場で異議申出者に意見陳述までさせているという局は、この10局の中で確認できましたのは茨城局のみでございました。

これは各労働局のホームページを御覧いただきますと、出てまいります。ですので、逆に申し上げますと、残り9局に関しましては異議申出書の文書のみをもって異議審を進めて行くという運営になっている、そのことを事務局の方から把握できた範囲の分ということでお伝え申し上げます。

以上でございます。

会 長

はい、境委員。

境 委 員

はい、今日、急にこういう話になりまして、その中で考えて質問ということですが、この審議の仕方については、平成11年からずっと変わっていないと思います。

この原則公開という中で、色々な意見の実効性という形から非公開にしてきたと思いますが、今の状況から公開が原則ということで、これからどう進んでいくのか、当然公開という意見が社会的に高まっている中で検討していくのは必要ではないかと私も思います。

ただ、1つお願いしたいのは、今の審議会運営の全般について公開、非公開の考え方の整理についてです。

金額改正の審議に関わるものであるとか、異議審であるとか、それから意見陳述、そういったことで、今、原則公開の中でどういう考え方でどこを公開、非公開にしていくかという考え方を一度整理させていただいて、その上で今の状況で公開できる範囲というのが、こういう理屈なり、こういう事情で公開に踏み切ったらどうか、ということについて改めて是非、分かる形で整備していただき、そして示していただきたいです。やはりそういう考え方をきちんと説明できるような形で踏み出していくべきではないかと思っておりますので、そのお願いを意見として申

し上げさせていただきます。

会 長 はい、ありがとうございます。

今回、特に異議審は公開できるのではないかと。異議審自体は既に答申までしており、公示がなされている後のものである訳で、それについての異議申し出の内容を審議するということなので、金額審議そのものではないが、やはり、金額審議に関わるものとして、これまでは異議審の部分を含めて非公開としてきたのですが、公開の原則に立ち返ってみれば、異議審では金額そのものを審議しているわけではないので、この部分は原則に立ち返って公開するというのが、正常な形かなと考えているところです。

そうした観点で、まずは出来るところはここかな、ということで、傍聴の機会ということと、後は議事録を公開するというところまでが、今時点で、出来そうなところだろうと思います。

一方、基本的な考え方として、金額を具体的に審議する場面では、公開ではなかなか議論がし難いのは当然ですので、今のところ公開するつもりはないと考えております。

よって、異議審は金額審議が終わった後ということで位置づけられるのではないかとこの考え方のもとで本日の御意見を整理していただければと思います。

その他、何か御意見はございますか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 では、一応、今色々と御参考にさせていただきたい御意見を伺い終えましたので、今後、事務局と更に調整をした上で、次年度の審議会の会務の運営に当たっては本日の御意見を十分に参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

では次に、最後となりますが、議事(6)の「その他」です。

事務局から御説明をお願いします。

賃金指導官 はい、事務局から1点だけ「その他」として御説明をさせていただきたいと思
います。

(次年度最低賃金審議会委員の推薦に係る公示手続き等について)
を説明。

会 長 はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等はございますか。
よろしいですか。

その他、何か事務局の方から追加はございますか。

事務局

(なし)

会長

無いようですので、以上、本日をもって今年度における最低賃金審議会の全日程が終了となります。この間委員の皆様方の会務への御協力につきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

最後ですが、本日の議事録の署名は

労働者代表委員 小陳委員

使用者代表委員 今村委員

をお願いします。

小陳委員

(承諾)

今村委員

会長

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了します。

署名

公益代表委員

有田謙司

労働者代表委員

小陳武志

使用者代表委員

今村修二